

## 平成29年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成29年9月13日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第10号まで  
平成28年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案  
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第1号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第2号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第6号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議案第7号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第8号 八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 9 議案第9号 平成29年度八雲町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第10号 平成29年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第11 議案第11号 平成29年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第12 議案第12号 平成29年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第13号 平成29年度八雲町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 同意第1号 八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を  
求めることについて
- 日程第15 同意第2号 八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めること  
について
- 日程第16 総務経済常任委員会及び議会運営委員会視察調査報告書
- 日程第17 各常任委員会調査報告書
- 日程第18 発議第1号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に  
努力するよう求める意見書
- 日程第19 発議第2号 JR北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求め  
る意見書
- 日程第20 発議第3号 介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意  
見書

- 日程第 2 1 発議第 4 号 日欧 EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の採択を求める意見書
- 日程第 2 2 発議第 5 号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
- 日程第 2 3 発議第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 7 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

**○出席議員（15名）**

- |       |                 |       |           |
|-------|-----------------|-------|-----------|
| 1 番   | 安 藤 辰 行 君       | 3 番   | 佐 藤 智 子 君 |
| 4 番   | 横 田 喜世志 君       | 5 番   | 三 澤 公 雄 君 |
| 6 番   | 掛 村 和 男 君       | 7 番   | 田 中 裕 君   |
| 8 番   | 赤 井 睦 美 君       | 9 番   | 牧 野 仁 君   |
| 1 0 番 | 大久保 建 一 君       | 1 1 番 | 宮 本 雅 晴 君 |
| 副議長   | 1 2 番 千 葉 隆 君   | 1 3 番 | 岡 田 修 明 君 |
|       | 1 4 番 黒 島 竹 満 君 | 1 5 番 | 斎 藤 實 君   |
| 議 長   | 1 6 番 能登谷 正 人 君 |       |           |

**○欠席議員（1名）**

- 2 番 岡 島 敬 君

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長 併選挙管理委員会事務局長	三澤聡君
企画振興課長 情報政策室長 兼行政改革推進室長	萬谷俊美君	新幹線推進室長	川崎芳則君
新幹線推進室参事	藤澤久雄君	財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君
会計管理者 兼会計課長	荻本和男君	住民生活課長	竹内友身君
保健福祉課長	紺谷英友君	農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君
農林課参事	森太郎君	水産課長	吉田一久君
商工観光労政課長	北川正敏君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長 公園緑地推進室長	馬着修一君	環境水道課長	阿部雄一君
落部支所長	戸田淳君	教育長 社会教育課長	田中了治君
学校教育課長 学校給食センター所長	石坂浩太郎君	兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	足立直人君
体育課長	三坂亮司君	学校教育課参事	本庄伯幸君
農業委員会会長	小林石男君	選挙管理委員会委員長	長坂久君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	吉田邦夫君
総合病院庶務課長	成田耕治君	総合病院施設課長	沢野治君
総合病院経営企画課長	竹内伸大君	総合病院医事課長	

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】  
説明員無し

## ○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

### ◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。  
よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に安藤辰行君と黒島竹満君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。  
本日の会議に、決算特別委員会に付託をした平成28年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。  
また、町長より人事案件2件が追加提出されております。  
また、議員発議によります意見書7件、総務経済常任委員会及び議会運営委員会から視察調査報告書、各常任委員会からそれぞれ報告書が提出されております。  
本日の会議に岡島敬議員欠席、三澤公雄議員遅刻する旨の届出がございます。  
以上でございます。

### ◎ 日程第2 認定第1号から認定第10号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 認定第1号から認定第10号まで、平成28年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を一括議題といたします。  
本件はかねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて議題とするものであります。  
報告書はお手元に配付のとおりであります。  
決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

- 6番（掛村和男君） 議長。  
○議長（能登谷正人君） 掛村委員長。  
○6番（掛村和男君） 決算特別委員長として、補足説明を致します。

去る9月8日の本会議で付託がありました認定第1号平成28年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、認定第10号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月8日から9月12日までの実質3日間にわたり委員会を開催いたしました。議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査の経過につきましては省略を致しますが、精力的に審査に取り組み、採決を行った結果、各

会計決算につきましてはいずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審査を通じて委員各位から述べられました質疑、意見等について十分にその真意を汲み取られ、今後の行政執行及び予算編成に当たって反映して頂くよう強く望むものであります。

平成 28 年度の決算をみますと、行財政改革に対する真摯な取り組みや町理事者及び職員各位の努力により、町財政の姿は全会計の連結決算の状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率ともに適正值内を維持しております。しかしながら、今後の町税や地方交付税の状況を鑑みると厳しい財政状況に変わりはなく、将来を見すえた財政運営が必要と考えます。今後とも町理事者を初め、職員各位のたゆまぬ努力、議会における建設的な評価と審議、そして監査委員の独自の考察を加えた、三者の力が正常に働くことが財政健全化と町民の幸せに繋がる町政執行を堅持することと信じ、委員長の補足説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることからこれを省略いたします。

委員長の報告は、いずれも報告のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。認定第 1 号から認定第 10 号までに対する委員長報告はいずれも認定すべきものであります。

認定第 1 号から認定第 10 号までについて、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 10 号までは、いずれも委員長報告の通り認定することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 3 議案第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 3 議案第 1 号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○会計課長（荻本和男君） 議長、会計課長。

○議長（能登谷正人君） 会計課長。

○会計課長（荻本和男君） 議案第 1 号財産の取得についてを説明させていただきます。議案書 1 ページでございます。

本件は業務用パソコン一式を購入することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する財産の種類及び数量は業務用パソコン一式で、ノート型パソコン 226 台、デス

クトップ型パソコン 44 台、液晶モニター 28 台、ソフトウェア 270 本、セキュリティワイヤ  
ー 270 本であります。取得の方法は契約の定めるところにより、取得の金額は 2,700 万円。  
契約の相手方は、二海郡八雲町山崎 142 番地、有限会社ダイヤ安井商店 ギフトショップ  
やすい、代表取締役 安井敏文であります。

以上、議案第 1 号財産の取得についての説明とさせていただきます。よろしくお願いい  
たします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 大量の台数を購入するということですが、これらは全て役場内の  
職員が使うという形なのでしょうか。

そして、これまで使っていたパソコン等はこの業者が下請けするというか、引き受けて  
処分するという形になってるのでしょうか、お伺いいたします。

○情報政策室長（萬谷俊美君） 議長、情報政策室長。

○議長（能登谷正人君） 情報政策室長。

○情報政策室長（萬谷俊美君） 今回のパソコンの購入台数は町の各部署で使用する台数、  
全てのパソコンでございます。

それと、古いパソコンについての処分でございますけれども、町の方で交換作業を終え  
た後に一括処分する予定でございます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 処分するのは町であって、この業者ではないということですか。

○情報政策室長（萬谷俊美君） 議長、情報政策室長。

○議長（能登谷正人君） 情報政策室長。

○情報政策室長（萬谷俊美君） はい、購入先の業者ではなく、町で処分するとい  
うことです。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 議長、八雲町学校給食センター所長。

○議長（能登谷正人君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） それでは、議案第2号財産の取得についてをご説明いたします。議案書2ページでございます。

本件は八雲町学校給食センター建設用地の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであり、位置図等の関係図面は概要説明書3ページの別紙1及び4ページの別紙2のとおりでございます。

取得しようとする財産の所在地、地目及び地積でございますが、二海郡八雲町内浦 237番地 23、同じく内浦町 237番地 24の2筆で、地目は畑であり、地積は2筆合計6,138平方メートル、坪に換算いたしますと約1,856.75坪でございます。取得の目的は、八雲町学校給食センター建設用地でございます。八雲町学校給食センター及び熊石学校給食センターについては老朽化が進んでいるとともに、アスベスト含有建材の使用もあり、改築について検討しなければならない状況となっております。また、町内の児童生徒に同じ給食が提供できることや、食育指導の観点、さらに熊石地域の学校が熊石小学校及び熊石中学校に統合されたことにより運搬時間の短縮となり、八雲町学校給食センターからの提供が可能となったことなども勘案しまして、八雲町学校給食センターと熊石学校給食センターを統合して、改築することとして取り進めてまいります。

取得の方法は契約の定めるところにより、取得の金額は5,570万2,500円でございます。契約の相手方は、札幌市西区発寒十一條五丁目10番1号、生活協同組合コープさっぽろ、代表理事 大見英明でございます。

以上、議案第2号財産の取得についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 3点ほどお伺いいたします。

1つ目です。学校給食センターの改築は今年度の町政執行方針、教育行政執行方針にも載っていなかった事項と思いますが、早急に決まった経緯を伺います。

2つ目は、センター統合については熊石地域に対して相談や説明会がなかったと聞いておりますが、それは何故ですか。

3点目、八雲から熊石までの距離や冬場の雲石峠越えなどのリスクをどう考えていますか。以上3点です。よろしくお願いいたします。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 議長、学校給食センター所長。

○議長（能登谷正人君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） まず1点目の何故今実施するのかということについてでございますけれども、まず老朽化がございまして、八雲地域の給食センターについては築33年9ヶ月経っております。また、熊石地域の学校給食センターについては築38年9ヶ月経っております。また、両センターとも老朽化が進み、ここ数年ですれ施設や設備の修繕に費用を費やしていることとございます。さらに、両センターとも煙突にアスベスト含有建材を使用しております。昨年11月に濃度測定調査を行って、結果としては基準以下ということとございましたけれども、結果が出るまでの7日間、簡易給食を提供しております。毎年検査を実施しなければならない状況であることから、改築を進めようとするものでございます。

2点目の地域への説明につきましては、まず議会へ説明をいたしまして、その後、関係する町民の方々に説明をしたいと考えていたところでございます。議決をいただければその後には、まず学校長やPTA役員で組織する学校給食センターの運営委員会への説明や各学校を通して理解をいただきたいと考えているところでございます。

それと3点目の距離が遠くて冬等のリスクの件でございますけれども、このことに関しましては、まず大雨や吹雪などの悪天候等、運搬に無理が生じるような場合につきましては、非常食などの代用品の提供を行う等、早期に対応するためのマニュアルを作成するなどして、対応をよく検討していきたいというふうに考えてございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 2つ目の質問のお答え、そういう考えであったということは理解しましたが、順番が逆ではないかと思うのですが。

保育所の場合は先にアンケートをとって、それから相談というようなことも耳にしております。で、地域で先にそういうことを考えているがどうだろうかというのが本来ではないかと思うのですが。その辺、どのようにお考えですか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） ただ今、課長が述べたこととご理解いただけたかと思ったんですけども、早急に対応する必要があるということで、まず安全で安心な食の提供ということで、老朽化またアスベスト含有の建材があるということ等々見たときに、これは早急な対応が必要だということで、昨年のアスベスト含有建材の対応についても議員各位から様々なご助言をいただきまして、こういう対応をすべきと、そういう判断をいたしました。こうしたことから、これまでも7月と8月の2度に渡りまして、この改築について文厚委員会において丁寧に説明させていただき、ご理解いただいておりますと、そのように考え



ておりますし、8月の議会だよりには文厚委員会から町民に対する文厚委員会で取り組んだ内容として給食センターの統合についても報告文を掲載していただき、大変感謝していたところでございます。

今後の町民への周知ということ、順序逆ではないかというお話がありましたけれども、こうした早急に対応すべきこと、そうして大きな懸案であったということで、まず、議員さん方のご理解をいただき、内容といたしましては子ども達にとってはデメリットは全く無いというふうにして我々判断しております。そうしたことから保護者の理解は十分に得られると、そういう判断もいたしました。しかしながら、周知ということについては今後学校給食センターの運営委員会において経過説明であるとか、また各学校を通して保護者に対する理解をいただくということで考えております。

いずれにしても、この給食センターの統合については2箇所あるものを1箇所にと、費用対効果を十分に勘案し、町内全ての児童生徒に対して安全で安心な給食が出来るということが最大の要因であったとご理解いただきたいと思います。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 結果的には児童生徒が幸せにというか、安全で美味しい給食が食べられればいいんですけれども。やはり熊石に給食センターがあるということは、そこが職場だということですから、雇用が失われるということが考えられます。

また、緊急だからという理由ではありましたが、議会に相談といっても文教厚生常任委員会中心になって、全体に対しての相談というのがちょっと取り立ててなかったのかなというふうに思っております。ちょっと早急にすぎたのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） ただ今も述べましたように、子供達のまず安全・安心という事を第一義に考えた時に、これをもう1年先延ばししてというふうなことではなく、このことについては町民の皆様からも十分ご理解いただけるという判断の元に行ったところであります。

また、これが早急に来年度から実施という事にはなりません。数年かかるわけですから、この間においても十分な給食の提供、対応をしていかなければなりませんし、熊石で勤務いただいております調理師の方々につきましても、新たなセンターが出来た時には当然今の調理師の数では不足が生じますから、出来れば引き続き統合した給食センターでの勤務ということを行っていただくことが望ましいと考えてございますけれども、通勤の問題もありますし、熊石地域内での勤務などについて鋭意検討していきたいと、そのように考えております。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 今、佐藤議員の質疑からだいたい見えてきたんですけども、私も文教厚生常任委員会の議論の方は会派の方から伺っておりましたので、内容の方は理解しております。

しかしながらですね、今佐藤議員が言った事もちょっと一理あるなと思う部分がある、実際やっぱりあるんですよ。何かというと、やっぱり八雲町は合併した町なので地域審議会というものの仕組みがあります。この案件だけではないんですけどもね、行政の在り方や公共施設のこれからの在り方、そして雇用の問題等々になった時には、やはり係わる問題は、そういったところもしっかりと情報提供してご意見を伺うという部分は必要な部分だと思うんですよ。

で、教育委員会側のおっしゃることの子どもを第一義として考えて、安全・安心な環境をより素早く提供するためには、今このような方式しかなかったんだというのも僕は十分分かります。したがって、私としては総論の部分は結果的には賛成なんです。賛成なんですけれども、やっぱり手法というか持って行き方の部分というのは、まだまだ気をつけなければならない部分というのはあるのかなというふうに思うんですよ。年度当初からこういう計画が出ているのであれば仕方ないとしても、アスベストの関係を含めれば教育委員会の判断は正しいと思うんですけども、熊石地域の部分の地域審議会への対応等々、先ほどの説明だと学校の運営委員会並びに学校関係者等々には随時説明していきたいというお話しでしたけれども。そういった部分ちょっと順番が、やっぱり手順が足りなかったのかなと思いますけれども。改めてご答弁いただきたいと思います。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 議長、学校給食センター所長。

○議長（能登谷正人君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（石坂浩太郎君） 地域への説明についてでございますけれども、先ほど答弁したとおり、校長先生や各学校のPTA役員で組織する学校給食センターの運営委員会への説明と、あと学校を通して理解をいただきたいと考えているというところでございますけれども。岡田議員おっしゃるとおりですね、地域審議会の役割も踏まえましてですね、今後この改築について地域審議会での情報提供に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、先ほど教育長が答弁したとおりですね、統合については費用対効果を勘案しましてですね、町内全ての児童生徒に対しましてより安全・安心な給食が提供できることが最大のメリットと考えてございますので、その事を丁寧に説明していきたいというふうに考えてございます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君

○5 番（三澤公雄君） 議長、動議。

（「賛成」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 賛成の方おります。動議、はい許します。

○5 番（三澤公雄君） 議員間討議を求めます。

- 議長（能登谷正人君） はい。
- 7番（田中 裕君） これ終わってからでもいいんでない。まだ意見ある。
- 5番（三澤公雄君） いや、だから。こうじゃなくて、こうで議員間討議。
- 7番（田中 裕君） いや、だから、その他にまだ対町と話をしたい議員さん方まだおりますから。それ終わってからでもいいんじゃないの。
- 議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

- 議長（能登谷正人君） 再開します。
- 7番（田中 裕君） 議長。
- 議長（能登谷正人君） 田中君。
- 7番（田中 裕君） あのね、今回の議案の出し方なんですけれどね。財産の取得でしょ。財産取得の議案については賛成するんですよ。だけれども今の説明の中でこれからの運営も出しているから話がごちゃごちゃになってしまっている。だから議案は議案の財産の取得でくるんだったら、それはそれで済むんですよ。ところがこれからの熊石の給食センターの在り方を云々くんぬんって言うから今のような意見が出ちゃう。財産の取得と運営とは別でしょう。私はそういう気がするんですよ。

議案の出し方っておかしいんでないの。財産の取得で来たら財産の取得で終わればいいでしょ。で、運営等々について、財産の取得がなって、そしてそれからの議論ということに次に控えるんだもん。それごちゃ混ぜにしてくるから私も混乱するんです。ね。

そこでね、私も佐藤さんと岡田さんの意見に賛成なんです。確かに老朽化が激しい、アスベストが出ています。だから統合します。そういう言い分って、説明ではちょっと薄いんじゃないんですか。アスベストがあるんだったらすぐ対応したらいいでしょ、明日にいろんな影響があるんだったら。

で、教育長ね、我々合併した地域なんです。今回もいろいろなことで整理されているんですけども。せめて教育長が言う安全・安心ということになりますと。教育長、雲石峠走ったことありますか。あると思うんです。冬場なんて酷いもんですよ。安全・安心と言うならばあそこが全面改良になってからの議論だと思うんです。もうちょっとね、合併した町、その地域の在り方、もう1回精査してくださいや。何でもかんでも本町主義でなく、今一度ですね、合併した地域がどういう現状にいるか、もし存続できる施設があればお金をかけてまで存続する。まあ教育長は合併した後に来た教育長ですから、地域の実態というのはさほど理解していないと思うんですけども。私はね、なんでもかんでも統合して整理していく、それも手法の一つですけども、今一度ですね、地域においてどういう現状にあるのか、経済が疲弊してそのセンターに納入する、そういう業者もおりますし。

ちょっと声が高くなってしまったんですけども。まさしく私、佐藤さんの言うとおりの

だと思っんですよね。だからどうなんでしょうかね、いまいち、合併した地域のことを押し述べて。早急にやらなければならないところもあるでしょうけれども、やっぱり私どもが経済が分断されているというのは、やはりあの峠ですよ。峠で分断されている。で、あそこに行く、ということはもういいけれども。もう一度皆で知恵を出し合いながらですね、この問題について議論していきたいと思っんですけれども。いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ただ今ですね、田中議員から合併当初の話し等々、また峠の大変さ、また地域のという話をいただきました。私も熊石地域は何度となく入りながらですね、その地域の活性化に田中議員同様ですね、私も一生懸命やっているところであります。

今の給食センターの話はですね、土地の取得と給食センターの話はバラバラでいいのではないかというような話しでありますけれども、やはりこの土地の取得に関しましては使う用途をしっかりとやっぱり説明をするということが私は必要だと考えます。

で、この今取得する土地については、昨年から議員の皆様方からもアスベスト大変だということで、私も建設関係でありましたので、このアスベストはそんなにというような意識もありましたけれども、二度ほどアスベストのことで国の法律も変わってきています。熊石の給食センターも八雲の給食センターもそういうアスベストを使っているということでもありますので、これは早めにならなければならないという思いもあり、そして土地の取得も場所もということでもいろいろと考えましたら、建てるには準工業地帯でなくては駄目だということもあり、探していたところですね、ただ今財産取得で説明いたしました相手方、コープさっぽろさんの土地が準工業地帯ということでもちょうどいい土地だということでもありました。ただこれも、交渉しているうちにですね、はじめはこれよりずっと高い金額でありましたけれども、だんだんとコープさんの方も値段を下げてきました。その中でまた常任委員会に相談をしながらですね、今回の上程に至ったということであり、私もその合併したときの計画の中には、熊石の給食センターまたは八雲の給食センターの老朽化を進めながら統合ということも計画にあったということで私もみておりますので。その辺を踏まえて、やはり先ほど佐藤議員からも熊石の雇用をどうするんだというお話がありました。私も十分それは理解します。やはり熊石の給食センターに働いている方々の雇用をきちっと町が責任を持ちながらするというのは当たり前だと私も考えております。

ただ、今この財産の取得をして計画しても、およそ急いでも2、3年かかるような工事でもありますので、今取得をし、計画をしながら、その間にやっぱりアスベストの検査もしながら、子ども達には安心な食事を提供するという意味では私も不安でありますので。もしも止まることのないように、町としても今から計画をしながら議員の皆さんや町民に説明をしながら進めていくべきだということで、今回の財産取得ということでもありますので。これから熊石地域のPTA並びに父兄の方、または地域の住民にも説明をしながらこの事業については進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中議員。

○7番（田中 裕君） 町長、財産の取得は私賛成なんですよ。いいの、いいのこれで。そこにセンターを建てるというのは、これはこれでいいんです。ただ、先ほども言ったように運営等も、熊石の給食センターのことも言ってくるから議案の出し方がおかしいでしょうっていう指摘。財産の取得はこれ賛成です。いいです。だけども運営等々については、2年、3年ということはすぐ来ちゃうんですよ。だからもうちょっとその辺の議論は別な機会で行った方がいいのかなと思うんですよね。私の考え方まずいかな。

総務課長、どうだ。この考え方間違っている。

いやいや、議題が財産の取得でしょ、財産の取得だったら私はいいですよっていうこと。だけど運営等々に、熊石給食センターの云々くんぬんってくるから。アスベストがありますし、したら直せばいいでしょうって。こういう議論、いや、児童生徒のものだから、ありますからどうのこうのっていう説明では納得しない。そうしたら、そんなに危険なものがあったらすぐ臨時対応しなさいと、こう指摘するんですよ、我々はね。だからそうでなくして、合併したコンパクトの町をいかに運営していくかというのは、これ町長の力量にかかってくるんです。だからそれとこれとは別でしょっていうことなんです。

私の考え方間違っている。間違っていないと思うよ議案の出し方からしていけば。そうでしょう。財産の、いや、何回も。

○議長（能登谷正人君） 何回も。わかりました。もう終わり。

○7番（田中 裕君） だからその点については、また皆で英知を出し合って、合併した町づくりはどうするんだかっていうことは、また別の機会でしょうっていうことなの。

財政課長、何か間違っている。何か。この議案の出し方、まずそこから。

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議長（能登谷正人君） それでは、再開をいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） これ3回目です。まあ、ちょっと混乱してしまって、伊瀬副町長からそんな高い声が出てくるなんて想定していなかったんですけどもね。何回も言うようだけれども、財産の取得はいいですって。して、今議長の裁量で運営等々については、また別途やりましょうと。まさしくその通りなんです。ごちゃまぜにしてくるから、整理して議会やりましょうって。私何も難しいことを言っているんでないの。分かるでしょう。

議案の出し方を工夫しなさいということを行っているの。そうすれば、いや説明だからどうのこうのって、副町長声高らかにしてくるけれどもさ。いや、そこは私も冷静になって議論しているつもりなんです。ただ1点、合併した地域ですから、何でもかんでも統合、それを統合したものをこっちということになると、財産の取得から外れちゃうから、私はこれ以上。

だから議長、財産の取得等については進めてください。そして今文厚の委員長が言いました。私は文厚の委員の人方に対して一言も批判も何もしていない。ここの案件について私言っているのであって、何私のやることによっておかしいこと言っていますか。なんも言っていないですよ。ただ、そういう統合とかそういうことは別でしょ。文厚の委員にかけました。それはそれで結構でしょう。だけれどもここは議会ですから、最終決着はここでかけられるもんですから、自分が普段思っていることを言っていることであって。

伊瀬さん、冷静になっていこう。伊瀬さんの興奮した状況しばらくぶりを見た。私でさえ興奮していないんだもの、ただ地声が高いだけで、この辺が誤解されるんです。もうちょっと、私ども文厚の委員会を批判しているとかっていうことも、私批判しましたどこかで。していないですよ、同僚議員のことは。だからそういうことをごちゃまぜにしないでさ、きちっと合併した町がどうあるべきかということの基本に立ち返って、別な機会でもた。だから議長、これ以上話してもまた、財産の取得はこれで結構ですから、進めていただけないでしょうか。何か答弁ございますか。

○議長（能登谷正人君） ない。あるの。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員からですね、財産の取得は良いよと。ただ、この財産の取得はあくまでも、給食センターを建設するというで取得するということは間違いないことであります。ただ、これにつきましても、これはあくまでもこれから八雲町の20年後、30年後を見据えてですね、人口動態見ながらですね町の全体を見ていく必要があるということで、今回そういう決断で上程をさせていただきました。

また、この熊石地域の発展につきましては、私も皆様と同じでありますけども、10月に改選期であります。その後もしっかりと、この熊石地域の活性化は皆さんとともに頑張ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他に。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） ちょっと今、改めて合併協定書を持ってきました。

でね、ここ本当にちゃんと整理しなきゃなんないところなんですよ。

（何か言う声あり）

○13番（岡田修明君） あ、切れないか。誰かやってしたら。まあいいや。後で、したら議員間討議の中でしゃべります。中身の話は。

(何か言う声あり)

○13 番 (岡田修明君) 無いの。もういいの。良いならいいけどさ。

○議長 (能登谷正人君) いいですか。他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 (能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○3 番 (佐藤智子君) 議長。

○議長 (能登谷正人君) 討論がありますので、反対討論から許します。佐藤さん。

○3 番 (佐藤智子君) 議案第2号財産の取得について反対いたします。

何故かと言いますと、熊石地域と八雲地域の学校給食センターの統合が前提になっているからであります。両方の給食センターの老朽化、煙突のアスベストの問題があることから建て替えしなければならないのは理解出来ます。給食センターが新しくなればより衛生的に、そしてアレルギー対応の給食も可能になることは歓迎すべきことであります。

しかし、センターが1箇所になることは次の3つの点で疑問があります。第一は熊石の児童・生徒とその保護者、学校関係者や住民にまだ説明がされていないという点です。二つ目は雲石峠を越えるという特殊事情の中、冬場の悪天候や事故による通行止めなどの場合、どう対応するのかという点です。第三は熊石の雇用の場が失われるという点であります。

以上のことから熊石の給食センターも建て替えるか、あるいは自校方式、または既存の建物を利用する形の給食提供を提案し、議案第2号に反対いたします。

○議長 (能登谷正人君) 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○13 番 (岡田修明君) 議長。

○議長 (能登谷正人君) 岡田君。

○13 番 (岡田修明君) はい、私は原案に賛成する立場で発言をさせていただきたいと思っております。議案第2号財産の取得につきましては、先ほど縷々、各議員からのご意見・ご質疑がございまして、内容の方、十分に確認させていただいたところでありますし、文教厚生常任委員会においても詳しい部分の質疑・審議が行われたというふうに伺っておりますので、議案総体としては賛成する立場で行いたいと思っております。

ただし、先ほど私も質疑をさせていただいたとおりですね、地域審議会という部分の役割というものは、少し慎重に取り扱っていただきたいなというふうに思っております。私、今久々に合併協定書という部分を確認させていただきました。こちらの方の協定内容の別表の方にですね、学校給食施設の運営という項目がありまして、熊石町、熊石町学校給食センター、八雲町学校給食センター、協定内容、現状のまま継続するという協定内容になっております。

そこで、地域審議会という言葉在先ほど私が持ち出したのは、地域審議会の取扱いについて、1、市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併特例区および地域自治区は設置しないものとする。2、旧熊石町の区域にかかる事務・事業に関して町長の諮問に応じて

審議し、または意見を述べ、必要と認めることについて建議する機関として地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会を置くものとする。(1) 諮問する事項等は次に掲げるとおりとする。①地域の振興施策に関する事項、②新町建設計画の変更及び執行状況に関する事項。(2) 設置期間は特に定めるものではなく、条例の改廃によるものとする。というのが合併協定書で謳われております。

従いまして、こういった地域の在り方、そして協定書の内容で結ばれていることに関しましては、我々議会も勿論そうなんですけれども、私は地域審議会にしっかりとこの部分、今こういう問題があるんだと、アスベストで子供達の安心・安全を早急に対応しなければならない。それは全議員同意するものだと思っております。

しかしながら、こういった仕組みの中でお互いに了承しながら進めていくという部分を慎重に対応しなければ、合併した町同士が融和融合を図るという部分では非常に困難を有する期間が長くなることに繋がります。

私はいみじくも落部出身です。落部と八雲というのは、私の世代では変な隔たりはございません。しかしながら、一回り上の世代から、50代の方々は未だに言います。その上の方々は勿論そうです。合併して融和融合をするということは簡単なものではないと、落部に生きる人間としては思います。そういった客観的な部分のみならず、主観的な部分を処理するのが協定書でしっかり謳われている部分だと思っておりますので。協定書に謳われている協定内容の部分を進めるにあたっては、これからも慎重に取扱いを図っていただきながら進めるということを前提に賛成の討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） 賛成討論ある。元に戻しまして賛成の方の発言を許します。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○議長（能登谷正人君） 議案第2号財産の取得について、賛成する立場で討論を行いたいと思います。

本議案はまさに緊急性があることから、財産を取得することであります。しかし、行政手続きとしては今後、箱物については基本構想なり基本計画、実施計画を作ってですね、どんな建物にするのかという議論はこれからのことでございますので。まずはいろいろな早急に対応していかなければならない、まず土地を取得して早急に老朽化した問題を解決するということからこの財産の取得だと思っております。

今後ですね、どんな建物にするかというのはいろんな、単に施設の問題もございまして、そういった中でご議論いただいてですね、その前提としては当然、箱物を建てる段階で地域の審議会やあるいは地域の皆さん、それは八雲地区の住民も同等でございまして、



そういった部分については答弁の中で地域審議会にも報告をしながら議論をするだとか、地域の声を聞くということがございますので、そういった中で議論されるものと思いますので、よろしく賛同をお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。田中君

○7番（田中 裕君） 議長、賛成討論。

○議長（能登谷正人君） 賛成ですね。反対の方おりませんね。

○7番（田中 裕君） 私、賛成ということで、今でもまだ自分の頭の中で整理していないんですよね。ということは、この議案については賛成します。これでいいんじゃないでしょうか。佐藤さんは熊石地域のことを案じて言ってくれました。まさしく私も佐藤さんの考えと同じです。今後とも足並み揃えていきたいと思います。この案件に関してですよ、ただし。

でね、こういうふうにして振り分けてやらないと混乱しちゃうから。ここで言えばまたこの財産の取得に反対していると思われちゃうから、これはこれで皆さん通しましょう。佐藤さん通しましょう、これ。そして運営等々については岩村町長も10年のスパンで言うてくると思うから、その時にまたみんなの英知を出し合って、この熊石地域が他の町にないような合併をしているというふうなことで、みんなの英知を出し合ってこれから進めていく。

それともう1つ、私、黒島委員長に別に委員会のことをどうのこうのということは毛頭ございませんので、その辺は誤解しないように。

そういうことで私は、元に戻します。この議案については佐藤さん下げなさい。反対討論。そして皆でこれ承認しましょう。それでいかないと。分かる、気持ちは分かる。

○議長（能登谷正人君） 今採決しますので。

○7番（田中 裕君） はい、あとは議長にお任せして退席したいと思います。よろしくどうぞ、お願いします。

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時22分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第5 議案第3号から議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第4号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第4号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第5号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括でご説明させていただきます。議案書3ページから5ページでございます。

本件は前述の3つの組合の規約の変更について協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。この度の規約変更につきましては、平成29年6月1日付けで西胆振消防組合が処理する事務の追加により、名称が西胆振行政事務組合に変更となり、また、平成29年8月1日付けで江差町他2町学校給食組合を構成する3町のうち、1町が脱退したことにより、名称が江差町上ノ国町学校給食組合に変更になったことに伴い規約を変更するものでございます。

附則としまして、施行期日は総務大臣の許可の日からとしております。

以上、簡単ですが議案第3号、議案第4号、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第3号から議案第5号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号から議案第5号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号までは原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第6 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第6号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第6号辺地に係る総合整備計画の策定についてをご説明申し上げます。議案書6ページでございます。

本件は公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するにあたり、同法第3条第4項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議の上、当該辺地に係る財政上の計画、総合整備計画を策定する必要があり、その協議が平成29年8月4日付で整ったことから、同法同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、今回策定しようとする辺地総合整備計画を説明いたします。7ページをお開き願います。策定しようとするのは、上八雲、富咲、鉛川地区を一体で設定する上八雲辺地であり、平成29年度から平成33年度にかけて辺地対策事業債を活用しようとする整備計画であります。具体的には3事業でいずれも道路、町道鉛川温泉線に係る鉛川1号橋他、2橋の修繕整備である長寿命化事業で、9,735万5,000円に対し国の社会資本整備総合交付金を活用し、あわせて辺地対策事業債計3,670万円を利用しようとするものであります。

以上をもちまして議案第6号辺地に係る総合整備計画の策定についての提案説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第7 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第7号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第7号辺地に係る総合整備計画の変更についてをご説明申し上げます。議案書8ページをご覧ください。

本件は公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するにあたり、現時点の各事業の執行計画における辺地債の充当可能額が現行の辺地総合整備計画の各事業の辺地債の計画額を上回る、または現行の計画に掲載されていない新たな事業を実施する場合、辺地債の活用制限が生ずることから、その辺地債の額など、辺地総合整備計画の変更をすべく、同法第3条第5項に基づき準用する同条第1項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を行い、その協議が平成29年6月28日付で整ったことから、同項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回変更しようとする辺地総合整備計画の内容について、ご説明いたします。9ページをお開き願います。今回変更しようとする辺地総合整備計画の事業は2箇所の辺地に係る平成27年度から平成31年度にかけて辺地対策事業債を活用し整備しようとする事業で、表内の括弧内に記した数値が変更後の事業費等であります。第1に落部・入沢・栄浜地区を一体で設定する落部辺地であり、5段目、経営近代化施設中山間地域総合整備事業は、北海道が事業主体として実施する落部・入沢地域の用排水路の整備であります。現計画には掲載していなかったことから、平成29年度に係る事業費負担金1,176万円に対し辺地債350万円を活用するものとして、新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。なお、他の事業は変更を必要としないものであります。

次に熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、1段目飲用水供給施設、相沼・泊川簡水施設整備は平成27年第2回定例会において策定し、平成28年第3回定例会において事業費を変更した計画事業費であります。現時点での計画事業費に乖離が生じていることから変更するもので、現計画事業費1億9,189万円、辺地債6,530万円を事業費2億576万4,000円、辺地債7,030万円に変更しようとするものであります。

次に3段目、経営近代化施設中山間地域総合整備事業は、北海道が事業主体として実施する熊石黒岩町地区の農道の斜面崩落防止施設の整備であります。現計画には掲載していなかったことから、平成29年度からの事業費負担金3,634万8,000円に対し辺地債3,630万円を活用するものとして、新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。

次に4段目、消防施設消防ポンプ整備事業は平成29年度熊石折戸町地区に整備する小型動力ポンプであります。現計画には記載していなかったことから、事業費209万2,000円に対し辺地債190万円を活用するものとして、新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。

なお、他の事業は今回変更を必要としないものであります。

以上をもちまして議案第7号辺地に係る総合整備計画の変更についての提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 1点だけちょっと確認なんですけれどもね。この件については理解しているつもりなんですけれども、ここの黒岩地区の説明がございました。辺地債でやるということなんだろうけれども、これはもう工事を発注している事業なんですけれども、工事を発注しているのと、今回のこの辺地債に変更するというのは直接関係ないのかな、後先でないのかなと。その確認だけちょっと、考え方をお聞かせ願いたいんですけれども。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 辺地債利用にあたっての総合整備計画の変更でありますけれども。事業の、基本的には着手前に計画に掲載することが一番財政的には有利なものであります。それで、当該年度、例えば今年度もう既に事業が始まっていますが、今回年度中ですね、計画に掲載すれば辺地債を利用できるというものでありますから、今のご指摘の部分についてはご心配いらないのかなと。中にはですね、事業の途中から、例えば過疎債から辺地債に切り替えというような場合もあることもあります。その場合については、過去の事業が過去債であってもその次の年から辺地債というようなことも基本的には、問題があるということは、あくまでも起債措置としての考え方でありまして、生じないということであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○9番（牧野 仁君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 牧野君。

○9番（牧野 仁君） 落部の経営近代化施設の件なんですけれども、財源内訳の中でちょっと教えていただきたいんですけれども。その他で括弧書きで651万ですか、これはどういったあれなんでしょうか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） これは事業において受益者負担、受益を受ける、具体的に言えば農家の皆様方が、その施設整備にあたって事業費の一部を負担しなければならないというふうになってますので、その受益者負担の額としてここに計上させてもらっているということであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 8 議案第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 8 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議案第 8 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案説明を申し上げます。議案書 10 ページ、概要説明書は 2 ページになります。

はじめに、議案書と概要説明書の計画策定年月日に修正がありましたことについてお詫び申し上げます。お配りの正誤表のとおり修正をお願い致します。

それではご説明させていただきます。本件は過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づいて、平成 28 年 3 月 18 日に策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、事業計画の変更が必要となり、当該変更に係る北海道との協議が 7 月 31 日に整いましたので、同法第 6 条第 7 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、変更内容についてご説明申し上げます。今回の変更は野田生山手線道路改良事業、熊石デイサービスセンター改修事業、幼保連携型認定子ども園整備事業、福祉バス整備事業、八雲町総合病院精神科訪問診療車整備事業及び八雲町中学校外構整備事業の財源として過疎対策事業債の適用を受けるためのものでございます。また、町の総面積が変更になったこととあわせて、八雲町公共施設等総合管理計画を昨年 12 月に策定したことを受けて、計画書に記載することとなっている公共施設等総合管理計画との整合性について記載内容を変更・追加するものでございます。

変更箇所ですが、議案書 11 ページをご覧ください。計画書の 1 ページ、町の総面積、956.02 平方キロメートルを 956.08 キロメートルに。計画書 17 ページの公共施設等総合管理計画との整合の記載を管理計画の策定にあわせて右下線部のとおり変更するものでございます。議案書 12 ページから 18 ページまでにつきましては、先ほどご説明しました追加事業について、それぞれ事業名、事業内容を追加する他、公共施設等総合管理計画との整合性につ

いても八雲町公共施設等総合管理計画の施設分類ごとの基本方針に沿って、下線部のとおり文言をそれぞれ追加するものでございます。

以上、雑ぱくではございますが、議案第8号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第9 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第9号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第9号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第5号）について、説明いたします。議案書19ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1,892万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億5,554万4,000円にしようとするものであり、学校給食センター改築事業基本設計業務の追加の他、14の事業事務の予算の補正であります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書29ページであります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費184万1,000円の追加は、放課後児童健全育成事業補助金の追加であります。本事業補助金は国の補助金交付要綱を基本としつつ、事業所の運営を保障する考え方の元、算定・交付しているところでありますが、平成29年度の国の補助金交付要綱が改定され、176万7,000円の増額及び国の新規施策である児童支援員キャリアアップ事業、すなわち勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善制度であり、どんぐりクラブ、わんぱくクラブ共にその対象となったことから136万4,000円の追加を要することとなり、一方、現行予算のうち障がい児に関する受入数が下回ることからその

相当額を控除し、計 184 万 1,000 円の追加をしようとするものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 13 万 5,000 円の追加は、各種予防接種事業における公費負担交付金の増に伴う予算の組み換えであります。本交付金はやむなく町外の医療機関で予防接種した場合、その負担経費を補償するものであり、本年度その対象を拡充したことから件数が増加するものとして予算計上したものであります。現在その想定を超える基調であることから、改めて件数・経費を勘案し、不足見込み額 70 万 3,000 円を追加しようとするものであります。なお、交付金の件数の増は町が実施する件数の減に繋がることから、その相当数のワクチン購入費 56 万 8,000 円を減額するものであります。4 款衛生費、2 項清掃費、3 目し尿処理費 586 万 5,000 円の減額は、下水道事業特別会計汚水処理施設共同整備事業負担金の減額であります。本事業は山越郡衛生処理組合し尿処理施設の老朽化に伴い、その施設の更新・改築ではなく、下水道事業の汚水処理施設にし尿処理施設を追加し対応しようとするもので、平成 32 年度からの運用を目標に今年度設計を行うものであります。予算計上においては歳出を事業実施主体である下水道事業特別会計とし、その財源について国からの補助金を活用するものの、補助金以外の財源については原因者である一般会計の責任として、負担金として一般会計へ請求・収入、一般会計はその負担金の支出財源を起債としていたところであり、しかしながら、その起債の申請にあたり北海道から指導が入り、下水処理施設にし尿処理施設を追加する趣旨であるものの、国の補助金の適用にあたっては、基幹施設部分についてはあくまでも下水道施設、施設の効果促進としてし尿処理施設の追加であると区分され、それに準じ経費負担、起債についても整理することとされたことから、この程、会計間の予算組み換えを行おうとするものであります。具体的には下水道事業特別会計において効果促進し尿処理施設部分はそのままに、基幹施設部分にかかわる財源を自ら確保する、すなわち起債を追加し、それをもって不足する財源を一般会計繰入金として計上。一般会計は汚水処理施設共同整備事業負担金のうち、下水道基幹施設部分相当額を減額。併せてその財源である起債を減額し、下水道事業特別会計の基幹施設の整備に伴う財源不足分を繰り出し金として追加計上するものであります。以上から本し尿処理費においては 586 万 5,000 円の減額とするものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 153 万 5,000 円の追加は農業委員会委員報酬であります。農業委員会制度は法改正により公選制から議会の同意を要件とする町長の任命制となり、先の第 2 回定例会においてその定数条例を議決いただいたところでもあります。一方、農業委員報酬に係る当初予算においては新たな条例制定が必要であったことから、現行制度現任期の 11 月分までの計上であり、このほど新制度に基づく人事を上程するにあたり、新制度条例に基づく報酬について計上しようとするものであります。具体的には会長 1 名、職務代理 1 名、委員 12 名に係る 12 月以降の 4 ヶ月分の計上であります。6 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費 292 万 3,000 円の追加は、未来に繋ぐ森作り推進事業補助金の追加であります。本事業は民有林の植栽事業に対する北海道及び町の支援制度であります。植栽にかかわる経費単価が 12 パーセントあまり増となった



こと及び昨年台風10号による風土木被害地への植栽事業により事業要望が増加し、計画事業量が70ヘクタールから72.86ヘクタールとなり現行予算では不足が生ずるため、追加し適正な森林管理に尽くそうとするものであります。3目町有林及び分収造林費144万8,000円の追加は北海道旧緊急造林奨励事業立木購入費の追加であります。北海道の緊急造林奨励事業とは、戦後の荒廃した森林の早期復旧を目的とし、昭和25年度から昭和55年度にかけての分収造林事業であります。その内容は植栽費用を道25パーセント、市町村75パーセントの分担とし、60年後の伐採売払い時において道20パーセント、市町村80パーセントの利益分配とするものであります。八雲町においては昭和31年上八雲地区の町有林の植栽事業に本事業を活用したものであり、昨年5月その期限である60年を迎え、調査の結果17.04ヘクタールが現存していたものであります。分収林としての伐採売払い利益の分配にかかわる事務においては、原則、道はその事務を市町村へ委託、市町村は道からその事務を受託することとなり、地方自治法上の規定上、議会の議決を要することとなります。したがって道は事務の簡素化を目的にその権利分2割の立木を当該市町村へ売却し、市町村が10割の財源として処理する考え方としており、八雲町においても同様の処理の要請を受けていたものであります。残念ながら昨年8月の台風10号により当該増林地も被災しその価値が減少したものであります。復旧にあたり国の事業を活用するためには来年度から被害木の整理、植林を進める必要があることから、このほど道の要請のとおり当該分収造林を取得しようとするもので、新たな植栽、適正な森林管理の下、将来の財産造成に尽くそうとするものであります。

議案書の31ページになります。8款土木費、4項都市計画費、5目下水道事業費196万5,000円の追加は下水道事業特別会計繰り出し金の追加であり、先の4款衛生費、下水道事業特別会計汚水処理施設共同事業負担金の減額において説明いたしました下水道基幹施設部分の整備に要する負担区分の予算組み替えに伴う財源不足分の追加であります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育研究費24万6,000円の追加は道徳教育推進校事業の追加であります。本事業は平成27年3月の学習指導要領の改訂により、道徳教育の教科化が平成30年度から完全実施されることに伴い、実践研究を行い、その経過を全道へ普及させることを目的とした事業であり、その推進校として熊石中学校が指定されたことから必要経費を計上しようとするものであります。具体的には、熊石中学校の教員の勉強会における講師の招聘、先進地視察、その他事務費で、各節説明欄記載のとおり計上しようとするものであります。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費125万7,000円の追加は中学校体育連名大会参加助成金の追加であります。本助成金予算は過去の実績を勘案し計上しているものであります。7月までの全道大会への進出参加状況が喜ばしいことに例年を上回り、8月以降の過去の実績からすれば現行予算額では不足を生じる見込みであります。特に初の快挙として八雲中学校女子バレー部が渡島大会で優勝、その後の函館地区優勝校との対戦においても勝利し、初めて全道大会へ出場する権利を獲得し、7月29日、30日に稚内市で行われた全道大会においてはベスト8の結果を収めたところであります。この参加経費相当を補填し、今後の中体連参加へ備えようとするものであります。10

款教育費、5項保健体育費、6目八雲学校給食センター費 683万7,000円の追加は、学校給食センター改築事業基本設計業務費の追加であります。本業務にいたる経過については、先の議案第2号において説明し、質疑・答弁がありましたので詳細については省略させていただきますが、今後の進め方、さらには改築にあたっての国庫補助金の申請においては施設概要・規模等を調整する必要がありますので、基本設計業務について着手しようとするものであります。

議案書33ページになります。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目過年度災害復旧費 86万4,000円の追加は、昨年8月30日の台風10号により被災を受けた国立開発研究法人森林総合研究所森林整備センターと八雲町との山崎地区の分収林の復旧経費の追加であり、平成28年度繰越明許費予算において措置した風倒木の整理に引き続く植栽事業の追加であります。当該センターとの協議においては、植栽は来年度計画としていたものであります。風倒木の整理が予定より早く完了したことから、その後の植栽をこの秋に繰り上げ実施しようとする予算を追加するものであります。事業内容は山崎団地の2.44ヘクタールにとど松5,800本を植栽しようとするものであります。

13款諸支出金、1項諸費、2目還付金及び返納金 574万2,000円の追加は、平成28年度の障がい者自立支援給付費、障がい者医療費、地域生活支援事業低所得者介護保険料軽減事業に係る国・道からの負担金・補助金について、このほど精算手続きにより返還額が確定したことから、説明欄記載のとおり補正しようとするものあります。

以上補正する歳出の合計は1,892万8,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書25ページとなります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金 99万円の追加は子ども子育て支援交付金で、歳出で説明いたしました放課後児童健全育成事業に対する国の補助金で、基準額の3分の1相当額であります。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金 99万円の追加は先に同じく、子ども子育て支援交付金で放課後児童健全育成事業に対する道の補助金で、基準額の3分の1相当額であります。4目農林水産業費道補助金 179万6,000円の追加は、未来に繋ぐ森作り推進事業補助金で、歳出で説明しました当該事業に対する補助金で、事業費の16パーセント相当額であります。15款道支出金、3項委託金、6目教育費委託金 24万6,000円の追加は道徳教育推進事業委託金で、歳出で説明いたしました当該事業に対する委託金で歳出と同額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金 40万円の減額は、歳出で説明いたしました放課後児童健全育成事業において、町が単独で措置した障がい児予算の圧縮に伴う財源内訳の変更により、ふるさと応援基金繰入金を減額しようとするものであります。

19款、1項、1目繰越金 1,844万2,000円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

議案書27ページになります。20款諸収入、4項受託事業収入、5目分収林災害復旧受託事業収入 86万4,000円の追加は、歳出で説明いたしました分収林災害復旧事業に係り森林

整備センターからの受託事業収入であり、歳出と同額であります。

21 款 1 項町債、2 目衛生債 400 万円の減額は、歳出で説明しました下水道事業特別会計汚水処理施設共同整備事業負担金の減額に対応するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1,892 万 8,000 円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書 22 ページであります。第 2 表地方債の補正は、汚水処理施設共同整備事業の限度額を 980 万円から 580 万円に変更し、地方債の限度額合計を 7 億 7,920 万円から 7 億 7,520 万円に変更しようとするものであります。

以上で議案第 9 号平成 29 年度八雲町一般会計補正予算（第 5 号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 皆さんにお諮りいたします。説明が終わりましたが、質疑があると思いますが、お昼になりましたので、質疑は午後 1 時から受け付けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） はい。それでは暫時休憩いたしまして、再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 の議案第 9 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） ちょっと嫌がられると思いますけれども。補正予算の教育のところですけれども、設計委託料 683 万 7,000 円となっていますが、改築そのものにはどの程度の予算を想定しているのでしょうか。

で、2 つ目ですけれども。もしもですよ、もしも熊石の給食センターを建て替えるとしたらいくらくらいかかるのか。

○議長（能登谷正人君） もしもは駄目です。

○3 番（佐藤智子君） もしもは駄目ですか。じゃあ取り消します。では 1 つだけで。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 第 2 号議案でこのような議論経過になるというような思いではなかったもので、ちょっと答えとしては適当ではないのかもしれませんが、こちら側として第 2 号議案で提案した統合改築というような形で考えた場合ですね、現在私共の他の市町村の事例等を含めれば、今の用地費も含めまして 15 億円は下らないのではないかと

というふうに思っております。それに対して国庫補助金はあくまでも統合という意味での補助金であります。1億6,000万程度しか入ってこないというような規模というか、財源内訳としてもなるだろうと。それに対して起債を充当するというような事業費規模なりになるんだろうといふふうに試算はしました。あくまでもこれ他市町村の事例から試算したわけでありまして、ですので今回補正予算でお願いした基本設計業務の中でですね、その辺については十分整理されてくるんだろうと。で、その上で基本設計の次の実施設計においてより精査されるものだろうという意味で、私どもは作業スケジュールとして考えておりましたし、そういう意味で基本設計の中で、今言った私のあくまでも試算額ではなく、それ相当に近い事業費程度が出された中で、改めて議員皆様と議論できるようなスタンスに立てるのだろうというふうな思いでいたしております。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今回の補正予算については私も異論はございません。そこで1つ確認なんですけれどもね。今回、児童健全育成事業補助金184万の中で、決算審査の流れの中で教育長に、この放課後児童健全育成事業について今触れました効果効用についての答弁がございました。まさしくいい事業だというふうな私は個人的にそういう認識をしているんですけれども。

そこでですね、この健全育成事業というのは、これ私、町費丸抱えの事業だという認識をずっと持っていたんですけれども、今回の予算等を見れば99万・99万ということで、大体198万の補助等があるんですけれども。この辺のまず確認から。私の考え方が間違っていたら改めますけれども、そういう数字の流れをまず、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） ただ今当町においてですね、学童保育に対する補助をしてございます。で、八雲地域の2つの学童保育ということで、これについては国の基準で定めている額プラス町の上乗せということでですね支給してございます。ただ割合については、これは国・道・町、それぞれ3分の1ということでございます。ただ、熊石の方は以前やっていたときにはこれには該当しないということで、補助は出ていないということでございます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） そこでね、この熊石地区にもこういう事業を立ち上げた方がいいんでないかというのは、これは私議員になってずっとこの件について言ってきた中の議員の一人なんですけれどもね。で、今学校統合問題が、昔だったら各学校ごとにいくと児童生徒が少なかったからこの辺の議論はあまり詰めていなかったんですよね。で、今回合

併した、一つになった。そうすると前に比べてこの事業について取り組みが意外とスムーズに運ぶのかなと思うんですけども。文厚の黒島委員長からまたお叱りを受けるかも分からないですけども、文厚の委員会でこの放課後の何か事業云々くんぬんというふうなことをちょっと立ち聞きで、大久保さんの方から、聞いたわけじゃなくて入ってきたものすから。立ち話の世間話で入ってきたものですから。どうでしょうかね町長。熊石で1つの統合したと、1つの学校になったと。そうすると、この健全育成事業も意外とスムーズに進むと思うんですけども。いろいろな、やってみませんか。どうでしょうか。やる環境が整ったものですから、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員おっしゃるとおりですね、やはり学童保育は今共働きというんですか、そういう奥さんたちも増えてきているということで、八雲町内でも今2つでありますけれども、来年度は3つに増やすような話も今出ています。また、落部地域でもこの学童保育がほしいという父兄の人達も、ただ、落部地域も十数人ということでなかなかその運営規模というんですか、町が全面的な丸抱えではありませんのでその辺は慎重に、利用する人たちの数も把握しながら慎重にやらなければならないと考えております。

また、熊石地域はですね、まだその学童保育の必要性とかP T Aやお子さんにまだ確認はしていませんので。その辺もこれから教育委員会を通じながら熊石地域の学童保育の必要性、どのくらいの人が要望しているのかということも調査しながら、さらには熊石地域は田中議員さんが住んでいる相沼、折戸から関内までということで、スクールバスも利用していますので、その辺も踏まえながら経費の部分も踏まえ、また利用する数も考えながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） うちの副町長から情報をもらうと思うんですけども、うちの方の経緯もありますから。ただ、そのころは私こういう知識はなかったものですから、多分副町長の方から教える人がいない、人員の確保ができないんだというふうなくだりがあると思うんです。だけでも旧熊石の頃は年間報酬90万くらいの記憶を私しているんですけども、定かではないんですけども。したけども、ある程度生活をきちっとやることによってそういう人材も当然生まれてくると思いますので、ちょっと検討させてください。一般質問で三澤議員が面白いまちづくりをやりましょうって最後投げかけたでしょう。そういうのも踏まえてですね、何かしら工夫してください。お願いいたしたいと思います。以上で終わります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 今の熊石まで拡大して放課後児童の健全育成の部分お話されてい

たんですけれども。今の障がい者の方も福祉サービスとして放課後の障がい児の福祉サービスをやっているんですけれども、利用者の利用料の設定が低所得者の部分は0円と、あと2,000円とか3,000円と。世帯収入だったと思いますけれども、世帯収入でちょっと高額になると結構な料金を取られるんですね。そういうことからすると、同じ放課後、特別支援の人達は福祉サービスだけれども、普通の人達は学童保育所の方の2箇所に行っていますけれども、利用料の体系が学童保育の方は1万ちょっとかなと思ったんですけれども。そういうことからすると、この利用料の体系がちょっと違うものですから、そういう整合性についてどのように考えていますか。当然、元々の制度の設計の部分で違うということは十二分に承知しているんですけれども、その辺だけ、どのような考え方をしているのか、お願いいたします。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 今千葉議員おっしゃられました学童保育についてはですね、確かに利用料金がその学年によって違いますけれども、1・2年生であれ1万1,250円におやつ代1,500円というような形で定めておりますね。で、障害を持ったお子さんが通う児童発達支援センター、放課後児童デイですね、これについては低所得の方は0、通常一般の所得の方であればだいたい上限4,600円というような形でなっておりますので。料金的な体系はちょっと、障害を持った子が通うものと今までその学童との違いというのはちょっと、どのように考えるのかというのはやっぱり制度設計が違うので。

それを学童の方も低料金にというような考えでしようかね。

その辺も今回の文厚の方の提言にも入ってしまして、学童の方の利用料金もなるべく低減してはどうかというようなお話もございますので、その辺も含めて今後の課題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 32ページの教育総務費の道徳教育推進校事業のことでお伺いいたしますけれども。これはどういった、具体的な講師名というよりもどういったジャンルというか、道徳といっても幅広く感じますけれども、この道徳が教科になっていくという過程を睨んだ上での道徳教育推進校のことだと思いますけれども。今お話できる状況で、どういう形のどういうものを考えているのか、お知らせ願いたいと思います。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） ただ今の質問にお答えいたします。道徳教育推進事業、この事業そのものは北海道教育委員会が行っている事業として、北海道教育委員会が来年度から新設される特別の教科、道徳ということで教科化されるんですけれども。この授業改善だとか、教育課程、教育計画作り、あるいは指導方法の研究、あるいは評価方法の研

究等、総合的な研究として14管内28校を指定しております。で、渡島管内からは当町の熊石中学校とそれから函館市内の小学校在り1校という形で指定されておりますので、あくまでその道の事業を委託して、学校が指定を受けて行うといった内容となっております。

内容といたしましては先ほどの説明の中にもありまして、講師を呼んでの研修会の実施だとか、あるいは先進地系の視察、それから公開授業研の実施等々が含まれる、そういう事業でございます。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 議案第9号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第5号）について反対いたします。

第10款教育費の中に学校給食センター改築事業基本設計業務委託料683万7,000円が含まれています。議案第2号同様、熊石・八雲両地域の学校給食センター統合ありきの補正であることから、反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 原案に賛成する立場で討論を行います。

前段でも議論されましたけれども、老朽化に伴う改築の設計ということで、今は設計の段階でございますので、最終的には完成まで2年、3年が経過すると思います。そういった中でいろんな議論をしていくということもありますし、いずれにしても老朽化に対してしっかりとした対応をするという立場から、早急に設計業務を行いながら安全・安心な学校給食の提供をしていただくように原案に賛成していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎ 日程第 10 議案第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 10 号平成 29 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） それでは日程第 10、平成 29 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。議案書 36 ページをご覧ください。

この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 528 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 32 億 3,960 万 2,000 円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 40 ページ下段の方をお願いいたします。10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 528 万 9,000 円の追加は、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金の平成 28 年度分が確定したため、その精算による返還金であります。

次に歳入であります。同じページの上段でございます。3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 528 万 9,000 円の追加は、ただ今申し上げました歳出に対応した計上でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 10 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



## ◎ 日程第 11 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 11 号平成 29 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） それでは議案第 11 号平成 29 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。議案書 42 ページでございます。

この度の補正は平成 28 年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に係る補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 651 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 2,825 万 3,000 円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 46 ページの下段をご覧ください。5 款諸支出金、1 項償還金および還付加算金、2 目償還金で 651 万 9,000 円の追加は、平成 28 年度の給付実績等が交付額を下回ったことによる返還金で、節説明欄記載のとおり介護給付費国庫負担金 247 万 2,000 円、介護給付費道負担金 371 万 1,000 円、地域支援事業国庫補助金 21 万 2,000 円、地域支援事業道補助金 10 万 5,000 円、地域支援事業支援交付金 1 万 9,000 円の返還が生じたための補正でございます。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。同じページの上段をご覧ください。5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 12 万 8,000 円の追加は、平成 28 年度の介護給付費交付金の給付実績が交付額を上回ったことによる追加交付金でございます。8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 600 万円の追加及び 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 39 万 1,000 円の追加は、歳出の償還金にかかる分を介護給付費準備基金・繰越金により対応しようとするものでございます。

以上、議案第 11 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 12 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 12 号平成 29 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議案第 12 号平成 29 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。議案書 48 ページをお開き願います。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。先の議案第 9 号一般会計補正予算（第 5 号）においても説明しましたが、八雲の下水処理場を一部改造して、し尿処理施設を追加整備する汚水処理施設共同整備事業に係る財源内訳の変更であります。この事業に係る当初予算の財源内訳につきましては、国庫補助金以外は全てし尿処理の責任者である一般会計の負担としておりましたが、この考え方について北海道から指導があり、し尿処理施設の追加以外の下水道施設の改造分については下水道会計の負担であり、自ら起債することとされたことから会計間での予算の組み換えを行うものであります。

歳入歳出の総額に変更はありませんが、歳入の負担金を 586 万 5,000 円減額、一般会計繰入金を 196 万 5,000 円増額、起債を 390 万円増額するものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。53 ページをお開き願います。53 ページ下段、2 款施設費、1 項施設整備費、3 目汚水処理施設共同整備事業費の歳出合計額に変更はなく、財源内訳のその他を 586 万 5,000 円減額。地方債を 390 万円増額、一般財源を 196 万 5,000 円増額するものであります。

次に上段の歳入について、歳出の財源内訳にあわせ 1 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目汚水処理施設共同整備事業負担金は 586 万 5,000 円の減額。4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 196 万 5,000 円の増額。5 款 1 項町債、1 目下水道事業債は 390 万円の増額とするものであります。

次に 50 ページ、第 2 表地方債補正についてであります。下水道事業債を 390 万円増額するのに合わせて、起債の発行限度額を 7,650 万円から 8,040 万円に変更しようとするものであります。

以上、議案第 12 号平成 29 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 13 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 13 号平成 29 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議案第 13 号平成 29 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。議案書 56 ページをお開き願います。

この度の補正は、平成 29 年度当初予算において定めた特例的収入及び支出に係る補正であります。この特例的収入及び支出の定めは、八雲地域簡易水道事業会計を平成 29 年度から水道事業会計に統合することに伴い、統合時点での八雲地域簡易水道事業会計の未集金及び未払い金の額を定めたものであります。当初予算で定めましたこの未収金及び未払い金の額というのは、あくまでも予算作成時における見込みの金額であり、実際に平成 28 年度末で八雲地域簡易水道事業会計の決算をして、水道事業会計に統合したときの金額ではありません。このことから、決算して統合した時の未集金及び未払い金の額が当初予算で定めた金額を上回る場合には、予算の補正が必要になります。そこで実際、八雲地域簡易水道事業会計を決算し、確定した未収金が当初予算で定めた額を上回ったことから、本定例会での平成 28 年度の八雲地域簡易水道事業会計決算認定の上程にあわせて補正をお願いするものであります。

補正の内容につきましては、議案書の第 2 条で規定しておりますが、当初予算で定めました未収金 1,366 万 7,000 円を 2,238 万 5,000 円に改めるものであり、額の確定によるものであります。なお、この未収金の内訳は簡易水道施設整備に係る国庫補助金と水道料金であります。金額が増えた主な要因につきましては、予算作成時に国庫補助金未収額を正確に見込むことが出来なかったことによるものであります。

以上、議案第 13 号平成 29 年度八雲町水道事業会計補正予算第 1 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 14 同意第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 同意第 1 号八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 1 号八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に不服があった場合、これを審査し決定する重要な機関であり、地方税法の規定により各市町村に設置が義務付けられ、その委員の任期は 3 年と定められております。本件は、固定資産評価審査委員 3 名が 11 月 17 日をもって任期満了となることから、その後任について議会の同意を求めるものであります。

はじめに、森岡毅夫氏は八雲町東雲町 40 番地 6 に在住で測量業を営み、昭和 27 年 1 月 2 日生まれの 65 歳でございます。同氏は合併以前を含む 7 期にわたり固定資産評価審査委員に選任された実績を有し、このたび再度選任するものであります。

次に、小林隆氏は八雲町出雲町 19 番地 12 に在住し、昭和 25 年 1 月 13 日生まれの 67 歳でございます。同氏は固定資産評価審査委員に 2 期選任された実績を有し、このたび再度選任するものであります。

次に、荒谷千鶴子氏は八雲町熊石泊川町 123 番地に在住し、昭和 28 年 3 月 30 日生まれの 64 歳であり、熊石泊川町の第 2 泊川町内会の会長として活躍されております。同氏は、長きにわたり固定資産評価審査委員としてご尽力いただいた島谷喜人氏の退任に伴い、このたび選任するものであります。

以上 3 名の方々は、いずれも識見が高く豊かで人望が厚く、常に公平な立場に立ち、表裏なく正しく大局的な判断をしていただける方であることから適任者と認められますので、議案書記載 3 名の選任について地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明と

いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町東雲町 40 番地 6 森岡毅夫さん、八雲町出雲町 19 番地 12 小林隆さん、八雲町熊石泊川町 123 番地 荒谷千鶴子さんを、八雲町固定資産評価審査委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、森岡毅夫さん、小林隆さん、荒谷千鶴子さんを八雲町固定資産評価審査委員会委員として同意することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第 15 同意第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 同意第 2 号八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 2 号八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

農業委員会は、農地の権利移譲に関する許可、農業の担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地の保全と農業の発展に寄与する重要な機関であり、農業委員会等に関する法律の規定により各市町村に設置され、委員の任期は 3 年と定められております。

本件は、現委員が 11 月 30 日をもって任期満了となり、農業委員会等に関する法律の改正により選出方法が任命制に改められたことから、新たな委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

はじめに、舟田進一氏は町内花浦に在住で農業を営む、昭和 33 年 6 月 11 日生まれの 59 歳でございます。同氏は合併以前を含む 4 期にわたり農業委員に選任された実績を有し、この度任命するものであります。

次に、田中勉氏は町内山崎に在住で農業を営む、昭和 31 年 3 月 11 日生の 61 歳でございます。同氏は 2 期にわたり農業委員に選任された実績を有し、この度任命するものであります。

次に、稲垣孝治氏は町内入沢に在住で農業を営む、昭和 33 年 4 月 6 日生の 59 歳でございます。同氏は現農業委員であり、この度任命するものであります。

次に、小林石男氏は町内東野に在住で農業を営む、昭和 24 年 1 月 27 日生の 68 歳でございます。同氏は合併以前を含む 6 期にわたり農業委員に選任され、議会議員としての実績も有し、この度任命するものであります。

次に、古田美子氏は町内春日に在住で農業を営む、昭和 45 年 6 月 5 日生の 47 歳でございます。同氏は現農業委員であり、この度任命するものであります。

次に、水野久晃氏は町内浜松に在住で農業を営む、昭和 35 年 1 月 2 日生の 57 歳でございます。同氏は現農業委員であり、この度任命するものであります。

次に、吉田英明氏は町内立岩に在住で農業を営む、昭和 35 年 11 月 26 日生の 56 歳でございます。同氏は現農業委員であり、この度任命するものであります。

次に日野昭氏は、町内大新に在住で農業を営む、昭和 24 年 5 月 13 日生の 68 歳でございます。同氏は、3 期にわたり農業委員に選任され、この度任命するものであります。

次に、安藤勉氏は町内熱田に在住で農業を営む、昭和 33 年 7 月 15 日生の 59 歳でございます。同氏は現農業委員であり、この度任命するものであります。

次に、田原和子氏は町内東野に在住で農業を営む、昭和 25 年 5 月 2 日生の 67 歳でございます。同氏は農協女性部の要職を歴任されており、この度新たに任命するものであります。

次に、小林隆雄氏は町内野田生に在住で農業を営む、昭和 30 年 7 月 25 日生の 62 歳でございます。同氏は現農業委員であり、この度任命するものであります。

次に、下里晃氏は町内黒岩に在住で農業を営む、昭和 29 年 11 月 21 日生の 62 歳でございます。同氏は現農業委員であり、この度任命するものであります。

次に、近藤久雄氏は町内熊石相沼町に在住で農業を営む、昭和 17 年 3 月 10 日生の 75 歳でございます。同氏は合併以前を含む 10 期にわたり農業委員に選任されていた実績を有し、この度任命するものであります。

次に、前小屋忠信氏は町内熊石関内町に在住で農業に従事する、昭和 30 年 9 月 11 日生の 61 歳でございます。同氏は八雲町職員として定年まで勤務されており、農業者として中立の立場として、この度新たに任命するものであります。

以上 14 名の方々は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方と認められますので、議案書記載の 14 名の任命に農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。

議員各位のご賛同をお願い申しあげまして、提案趣旨の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町花浦 283 番地 3 舟田進一さん、八雲町山崎 423 番地 田中勉さん、八雲町入沢 170 番地 稲垣孝治さん、八雲町東野 417 番地 6 小林石男さん、八雲町春日 702 番地 古田美子さん、八雲町浜松 231 番地 水野久晃さん、八雲町立岩 221 番地 吉田英明さん、八雲町大新 285 番地 日野昭さん、八雲町熱田 250 番地 11 安藤勉さん、八雲町東野 798 番地 2 田原和子さん、八雲町野田生 700 番地 小林隆雄さん、八雲町黒岩 240 番地 下里晃さん、八雲町熊石相沼町 331 番地 近藤久雄さん、八雲町熊石関内町 371 番地 前小屋忠信さんを、八雲町農業委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、舟田進一さん、田中勉さん、稲垣孝治さん、小林石男さん、古田美子さん、水野久晃さん、吉田英明さん、日野昭さん、安藤勉さん、田原和子さん、小林隆雄さん、下里晃さん、近藤久雄さん、前小屋忠信さんを八雲町農業委員会委員として同意することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 16 総務経済常任委員会及び議会運営委員会 視察調査報告書

○議長(能登谷正人君) 日程第 16 総務経済常任委員会及び議会運営委員会視察調査報告書を一括議題といたします。

総務経済常任委員会におきましては、平成 29 年 6 月 27 日に委員派遣を承認し、7 月 24 日から 25 日にかけて富良野市及び南幌町へ視察調査を行っており、この程調査を終了し報告がなされたものであります。

また、議会運営委員会におきましては平成 29 年 1 月 31 日委員派遣を承認し、2 月 13 日から 14 日にかけて余市町議会及びニセコ町議会へ視察調査を行っており、このほど調査が終了し報告がなされたものであります。

報告書はそれぞれお手元に印刷・配布のとおりであります。

本件については、これをもって報告済みとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

### ◎ 日程第 17 各常任委員会調査報告書

○議長(能登谷正人君) 日程第 17 各常任委員会調査報告書を一括議題といたします。

本件は各常任委員会が所管・所掌事務のうち、特定調査事項として閉会中の継続調査事項としていたものであります。この度、各委員会それぞれ調査が終了し報告されたものであります。報告書はお手元に配布のとおりであります。

文教厚生常任委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○14 番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島委員長。

○14 番（黒島竹満君） それでは、委員会調査報告書を発言いたします。文厚常任委員会は平成 27 年 12 月定例議会において、4 項目に渡り新しい所管事務調査として決定し、これまで調査、検討を進めてまいりました。特に福祉行政に関しては、前期委員会で行ったアンケート結果を基に、子どもの医療、保育、教育環境等、子育て全般をトータルで考えて、出生数の増加や、移住・定住先に選んでもらうために八雲町として何が必要かということ議論してきました。

施策の検討にあつては、所管課職員との情報交換によって、そしてまた子育て中の保護者との一般会議を行いながら、町財政への影響についても調査を行ってまいりました。支援が町内経済の循環になるように仕組みについても検討を行ってきたところでございます。

今定例会初日の文教厚生常任委員会の中で、町長・副町長に出席をいただき、提言書を提出をいたしました。

提出した内容については、医療費の助成を高校生までとし、また次には、第一子の年齢に関係なく第二子以降の保育料の無料化。次には、おむつ代の助成としてクーポン券を発行する。次に、インフルエンザ予防接種の一部助成。小学校、中学校の給食費の半額助成。学童保育における第二子以降の保育料の無料化。中学校、高校進学時の制服購入経費の一部助成。子育て中の家庭における住宅リフォーム助成の 8 項目であります。さらには、経済的負担の軽減に加えて、妊娠・出産・子育て、切れ目のない相談支援が必要不可欠であるということもあわせて提案をいたしております。

町長におかれましては、今回の提言について十分の検討をされ、取組の状況については本委員会へご報告をいただくようお願いを申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、委員長報告といたします。大変この報告書については皆さんのお手元にあると思いますけれども、細かい詳細になっております。この部分については、この 1 年間文厚の委員の皆さんとともに精力的に委員会を活躍していただきまして、大変ご苦勞様でございました。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（能登谷正人君） 本件については、これをもって報告済みとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

### ◎ 日程第 18 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 発議第 1 号核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書を議題といたします。



提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第1号核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

ニューヨークの国連会議で採択された核兵器禁止条約は、被爆者と世界の諸国民に大きな希望を与えました。被爆者が国連会議で、この日を70年以上待ち続けていましたと声をつまらせた姿は、共感と感動を広げています。禁止条約には世界の英知が結実しています。前文に、ヒバクシャや核実験被害者の容認しがたい苦難と損害が特記されています。条約は被爆者とともに核兵器全面廃絶へ進む意思を示したものとなっています。9月20日に条約の署名が始まります。今後は調印と批准のスピードが注目されます。核兵器保有国とその同盟国のそれぞれの国内で、核兵器完全廃絶をめざす世論を多数とし、禁止条約への参加を求める運動を発展させることが必要です。

被爆国であるわが国が条約に調印し、批准することが国際社会から求められ、全世界の人々から待ち望まれています。日本政府が一刻も早く条約に調印することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第19 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議第2号JR北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第2号JR北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

JR 北海道は11月18日、JR 単独では維持困難な線区として10路線・13区間をあげて、廃線・バス転換、もしくは沿線自治体の負担が伴う上下分離方式などを軸に、2019年度末を目途に結論を出したいと、沿線自治体との協議を迫っています。北海道にとっての公共交通機関としてJRは必要不可欠なものであり、地域住民や沿線自治体の声を踏まえて政府に、JR 北海道の路線維持・存続に向けて国として最大限の支援をすることを求めるものがあります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） 休憩の要求がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時13分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第20 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 発議第3号介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第3号介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

2017年4月から介護保険法の改定により、要支援1、2のサービスが市町村による新総合事業へと移行されました。介護保険の利用料については、2015年に導入した2割負担の

影響調査もしないうちに、先の通常国会で現役並み世帯に3割負担の導入が決められました。介護認定や介護給付を削減した自治体が、優先的に財政支援を受けられる仕組みを導入することにも問題があります。事業者が成果をあげれば同様に財政支援を受けることができ、反対に自立支援に消極的と評価されればペナルティをかけることまで決められています。

このやり方を導入すれば、自治体や事業者は財政支援を受けるために競い合って介護認定や介護サービスの削減に走ってしまいます。政府においては多数の介護難民を生じさせる利用者の負担増、介護給付削減へと自治体を競わせる仕組みの導入を行わないよう求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第21 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第21 発議第4号日欧EPA大枠合意の撤回を求める意見書の採択を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第4号日欧EPA大枠合意の撤回を求める意見書の採択を求める意見書について、提出者を代表して提案説明させていただきます。

今回、大枠合意した内容で暫定発効という抜け道に持ち込む可能性が出てきました。つまり、大枠合意した関税部分だけを協定本体ができる前に先行的に発効しようとするものであります。

大枠合意の特徴は、ヨーロッパが得意とする加工食品の関税撤廃・削減が多いことにあります。北海道農業はどちらかという原料供給型で、地場を含めた加工食品業界に提供するという形で地域経済を支えてきました。ところが、原料でなく、加工食品として安くヨーロッパから輸入されることになると、北海道の農産物の行き場がせばまり、地場の食品加工業をもおびやかすことになります。

よって、政府には日欧 EPA 大枠合意を撤回することを求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## ◎ 日程第 22 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 発議第 5 号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14 番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○14 番（黒島竹満君） 発議第 5 号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によってアイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。平成 20 年の衆参両院におけるアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府はアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえそれまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や今後アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法 99 条の規定によって提出をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 23 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 発議第 6 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 6 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明させていただきます。

北海道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止に大きな期待がされており、また産出される木材を有効に活用し、次の森林整備に繋げていく森林資源の循環利用を確立することが急務となっております。伐採後の着実な再生林や間伐等を進めていくためには安定的な財源の確保が大きな課題になっていることから、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として森林環境税の創設に向け取り組んでいるところであります。

以上のことから林業関連施策の充実・強化を図るため、森林環境税の早期創設と森林の整備や木材の利用を含め、幅広く活用できる仕組みとすることが必要であります。森林整

備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保することが、森林整備から木材の確保・流通・利用での一体的な取組に関する支援措置を充実・強化することを強く要望する。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の皆様、賛同のほど、一つよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、まず反対の方の討論を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） ただ今の意見書案には反対であります。過去に北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会が提案していたものとは違い、賛成できない内容が含まれています。政府与党が市町村の反発から平成29年度税制改正で結論を先送りした森林環境税の早期実現を求めるものになっておりますので、反対いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第24 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第24 発議第7号全国森林環境税の創設に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第7号全国森林環境税の創設に関する意見書について、提出者を代表し提案説明いたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減目標が国際的に約束されていますが、その達成のためには森林吸収源対策の推進が不可欠となっております。地球温暖化の防止をよ

り確実なものとするためには、森林吸収源対策及び担い手の育成等の取組を山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している状況であります。

このような中、政府においては市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けて検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところであります。

以上のことから森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための全国森林環境税の早期導入を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。北海道林活議連の要請に基づく意見書でございますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、まず反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 今回の意見書案に盛り込まれている森林環境税については、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設ということで、これは国民全体に増税を迫るものであり、排出企業などに負担を求める以前の環境対策税とは正反対のものであります。よって、この意見書案には賛成できかねます。

以上、議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今任期最後の議会となります。第3会定例会が終了するにあたり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案を申しあげました各議案につきましては、議員各位のあたたかいご理解のもと、全ての議案について原案通り可決をいただき、加えて一般質問及び議案審議を通して貴重なご意見を頂戴いたしましたことに、敬意と感謝を申し上げます。特に決算特別委員会の掛村委員長さん、並びに牧野副委員長さんのご配慮・ご尽力に対して深くお礼を申し上げます。

さて、在任中多くの努力を傾注し、幾多の功績を積み重ねられました議員各位の任期もいよいよ間近に迫りました。不肖、私も、4年前に町政を担当させていただいて以来、その重責を肝に銘じ、町民皆様の負託に応えるべく最善を尽くして、職員ともども町民の幸せと町政伸展のため、微力ではありますが努力を傾注し、無我夢中の4年間でありました。今、その任期を終わろうとしております。

この4年を振り返ってみますと、25年10月、私は就任して以来、この大地にしっかりと軸足を置き、将来に渡って地域住民が夢と希望を持って安心して暮らせる地域社会の実現を図り、活気あふれる町を目指すことが私にかせられた責務であることを深く認識し、自らトップセールスマンとして各省庁や八雲町に係りのある企業、大学を始め各方面から情報をいただいた企業を訪問するなど、その数はこれまで100社を超え、様々な人脈を築き、八雲町という種を蒔き続けてきました。その種が蕾となり成果が少しずつ見え始めてきたと思っております。

ただ、前期の2年間は熊石あわびの里フェスティバルでの産地不表示問題、総合病院内科医師・看護師による医療用麻薬の所持・自己施用で逮捕と、心が折れそうな出来事がありました。八雲町を良くしたいとの一心で頑張ってきました。

まずは3.11東日本大震災以降、津波に対する備えとして、防災行政無線の整備と防災カメラを4ヶ所設置させていただきました。また、原発事故によって国は再生可能エネルギーの導入に大きく方向を変えました。八雲町としてもクリーンエネルギーを推進すべく、八雲町再生可能エネルギー導入ビジョンを作成したところです。現在、地熱開発としては大手企業により鉛川地域・熊石地域で進められております。さらには日本最大級の太陽光発電の準備も進められ、近々に発表される予定であります。また、町内では畜産の堆肥を活用したバイオマス発電も進められており、八雲町は自然エネルギー推進の町として大きな可能性を持っていますので、今後も取り組んでいく必要を感じております。

CO2削減として、ふるさと応援寄付金を充てて街路灯のLED化を図りました。今年度も町有施設の街路灯のLED化を進めており、省エネと長寿命化による維持管理経費の削減に努めてまいりました。そのふるさと応援寄付金も28年度は全国から11億円を超える支援をいただき、道内3位の位置となりました。大きな財源として活用出来ますので、今後も積極的に宣伝をし、寄付金の確保に努めていかなければならないと思っております。



八雲町として大きな課題であり強みであるのは、八雲総合病院の存在であります。住み慣れた地域で安心して生活するためには医療の充実があります。中央棟の改修も終わり、5月8日にグランドオープンをすることが出来、北渡島檜山の地域センター病院として近隣地域からも信頼される医療機関としての役割を担っております。そのことが相乗効果を生んで、八雲町の経済にも大きく貢献できていると思っております。なんと言っても基幹産業である一次産業が元気がなければなりません。昨年の台風10号によって農業・林業・漁業に大きな被害を発生し、特にホタテ養殖施設の被害には国・道の支援にあわせ、議会のご理解をいただき、町としても支援をさせていただきました。

また、平成30年度から始まる八雲町のまちづくりの指針であります第2期八雲町総合計画の策定作業が終わり、答申されたことから11月開催の初議会に上程の予定でありますので、ご報告をさせていただいた次第であります。

まだまだ申し上げることは多くございますが、人口減少が全国的に加速されることが明白であり、八雲町の人口を推計したところ大きな衝撃を受けました。手を打たなければ八雲町はつぶれてしまう。減少率を最小限に留め勝ち組になれるか、次の10年間の政策作りの重要性を強く感じているところです。これら4年間の実績を数えることを出来るのも議員皆様の力強いご支援と適切な判断、そして町民皆様のご理解をご協力のものであり、改めて深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、承りますれば、現在のところ議員の皆様全員が引き続き町議会議員を目指し、立候補の意志を固めているようであり、誠に頼もしい限りであります。どうぞご健闘いただき、再び八雲町進展の為、ご活躍をくださるようご期待を申し上げます。

なお、私も許されるならば再び町民の審判を受け、町政を担当し、皆様方とともに山積みする諸問題を解決しつつ、町民の幸せと八雲町の更なる発展のため、専心努力をする決意であります。今後とも暖かいご支援と指導をお願い申し上げる次第でございます。

ここに任期中最後の定例会の閉会にあたり、改めて議員各位のご精励とご●●に心から敬意と感謝を申し上げ、お礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

## ◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも今期最後の定例会を閉会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る9月7日から本日まで7日間に渡り開催され、5人の議員による一般質問が活発に行われ、また平成28年度決算認定をはじめとする諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了いたしました。無事、閉会の運びとなりましたのは決算特別委員会正副委員長及び議員各位並びに町理事者と関係職員皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。

なお、本会議及び決算委員会において議員各位から述べられました意見、提言書を十分尊重し、今後の行政運営に反映されますよう望むものであります。

我々議員も町長同様、今任期がまもなく終了いたしますが、開かれた議会、分かり易い

議会実現のため、議会報告会や一般会議を開催し、常に町民目線で町政を見つめてまいりました。

今期4年間議長という大任を勤めさせていただきましたが、その任を無事終えようとしているのは、議員各位及び町理事者並びに関係職員の皆様のご協力によるものと重ねて感謝申し上げます。

また、議員におかれましては今後選挙戦が待ち構えておりますので、健康に十分注意され、町民の福祉向上のため一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。ありがとうございました。

### ◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成29年第3回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 2時25分]